

## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。



# 紫塚小学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止に対する基本的な認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるとの認識の共有。
- ・すべての児童が安心できる安全な生活空間、居場所としての学校作り、自尊感情をもつことができる学校生活作りをしなければならない。
- ・いじめに対し「未然防止」「早期発見」「早期解決」の3つの柱で取り組む。

**教育目標**  
**考えて学ぶ子 おもいやりのある子 たくましい子**

## いじめ「未然防止」の取組

### (1) 児童を見守り、情報共有の場を設定

- ・全職員による児童観察
- ・週に二回、気になる児童の情報共有会を実施
- ・ケース会議の実施(配慮が必要な児童の適切な指導と支援の確認)

### (2) 学業指導の充実

- ・組織的かつ計画的な指導の工夫
- ・「規範意識」「帰属意識」の高い学級づくり
- ・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり

### (3) 道徳教育の充実

- ・いじめに関する授業の実践
- ・毎日の各学級における「紫小しぐさ」(友達のよいところ)の紹介
- ・教育活動全般を通じた、児童の道徳性の涵養

### (4) 特別活動の充実

- ・ふれあいグループ(縦割り班)の交流
- ・体験活動や宿泊体験学習の推進

### (5) 情報モラル教育の実施

- ・インターネットのもつ利便性・危険性の理解と、情報機器の適切な使い方について指導の充実

### (6) 家庭・地域との連携

- ・保護者・地域へのホームページや便りを通じての情報発信
- ・PTA 総会や学年部会等の機会を活かした家庭との情報周知と共有

## いじめ「早期発見」の取組

### (1) 定期的なアンケートによる実態把握

友達についてのアンケート(5・6年)

月 日 年 組 氏名 ( )

★ 1ヶ月の間で、あてはまるところに○をつけてください。

(1) あなたは、学校に楽しく来ることができましたか。  
( ) はい ( ) いいえ

(2) 友達から、いやなことを言われたり、仲間はずれや悪戯されたりしたことがありますか。  
( ) ある ( ) ない

(3) 友達からたたかれたりけられたりしたことがありますか。  
( ) ある ( ) ない

(4) 自分の物を、かくされたりこみこまれたりしたことがありますか。  
( ) ある ( ) ない

(5) 自分以外の人が、(1)～(4)について、されているのを見ることがありますか。  
( ) ある ( ) ない ※他の学級、学年も含む

(6) 今、先生に相談したいことがあれば、教えてください。  
( ) ある ( ) ない

誰に相談したいですか? 担任の先生 ( ) 養父先生 ( ) 支援の先生 ( )

今のあなたの元気度は10点中何点ですか、 [ ] 点

友達アンケート

こころのアンケート

1 なやんでいること、こまっていることはありませんか? ( ) ある ( ) ない

2 ともだちがいやなこといわれたりされたりしていませんか? ( ) ある ( ) ない

3 ともだちのいやなことをいったりしていませんか? ( ) している ( ) していない

4 あなたは、がっこうがたのしいですか? ( ) たのしい ( ) まあまあたのしい ( ) たのしくない

5 あなたは、じぶんのことが好きですか? ( ) すき ( ) きれい ( ) どちらでもない

6 せんせいに話したいことや友達に話したいことがあったら教えてください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

こころのアンケート

### (2) 教育相談の実施と相談ポストの有効活用

- ・定期相談: 全児童対象に、年二回実施
- ・自発相談: 児童の様子を見て随時実施

### (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

- ・教育相談の充実
- ・指導・支援方法の助言

### (4) hyperQ-Uの活用

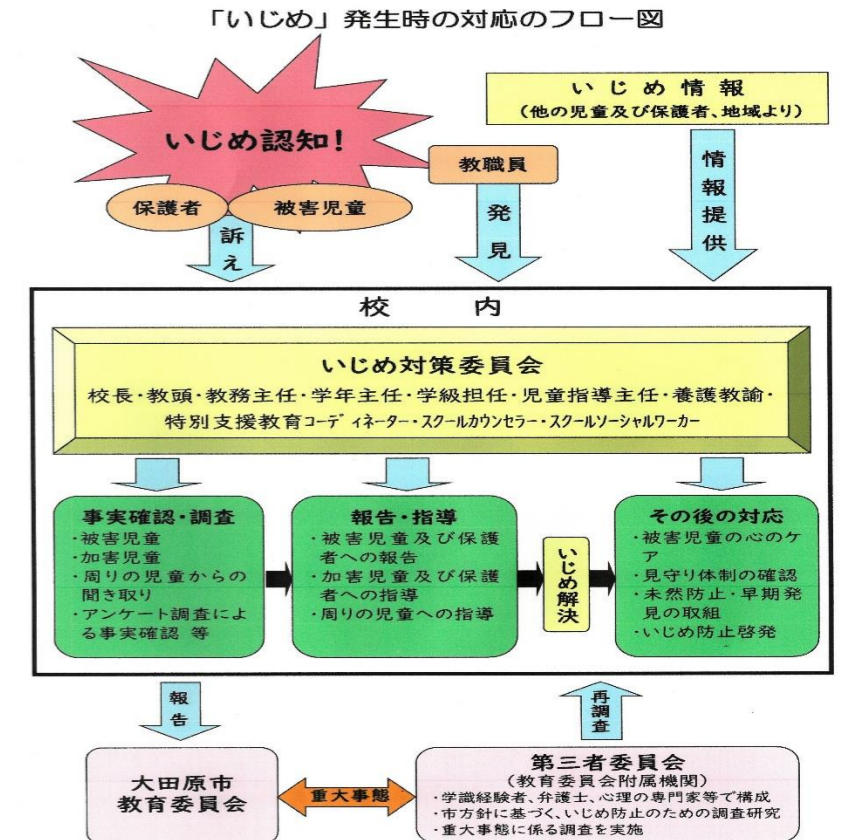
- ・一人一人の配慮すべき点についての把握と、個に応じた支援の充実

### (5) 望ましい人間関係の構築に努める

- ・児童の思いに寄り添った信頼関係の構築
- ・学校と家庭の情報共有(個人懇談等)

## いじめ「早期解決」の取組

### (1) 対応の基本方針



### (2) 重大事態発生時における対応

- ・いじめ対策委員会を速やかに設置し、教育委員会・警察署等の専門機関と連携した対応

### (3) いじめの解消

- ・次の二点について、継続的な経過観察の実施(最低3ヶ月間)
- ①いじめに係る行為が止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。